

第 1 章 最終報告にあたって

本審議会は、男女平等参画社会の実現を阻害し、深刻な社会的な問題である配偶者間の暴力に関する諸課題の解決に資するため、「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」を調査・審議事項として平成 15 年 3 月から審議を重ね、平成 16 年 3 月に中間報告を行った。

本最終報告をまとめるにあたっては、中間報告に示した配偶者暴力対策の方向性に沿って、都が主体的に行うべきことを中心に、区市町村及び民間団体等が取り組むべきことなどを含めて、具体的な施策のあり方について議論を重ねた。その際、中間報告以降の法律改正など配偶者暴力をめぐる動きを踏まえた検討を行った。

第 1 「中間報告」*¹の概要

中間報告では、被害者、子ども、加害者を含めた暴力の実態や関係機関等の支援の状況など多角的専門的見地から把握・分析を行い、現状と課題を明らかにしたうえで、配偶者暴力防止法で規定された地方自治体の責務として、都における配偶者暴力防止対策についての今後の施策の方向性を示した。

都に寄せられた配偶者等からの暴力に関する相談件数は、配偶者暴力防止法が制定された平成 13 年度の 3,334 件から平成 14 年度の 7,300 件へと 2 倍以上に増加した。また、一時保護件数も平成 13 年度の 336 件から 489 件と約 1.5 倍の増加であった。配偶者暴力防止法*²の施行が暴力の状況を顕在化させる機能を発揮させたと推測される。

暴力被害の相談者は、小さい子どもを養育している 30 歳から 40 歳代の女性が多い。多くの場合、結婚後 1 年までに暴力が始まり、長期間、頻繁に身体的・精神的に多種の暴力を受けている。被害者は加害者のもとから離れた後も、精神的に不安定になりやすく、心のケアが必要な場合が多い。また、被害者は、自立に関して、「経済的なこと」、「仕事」、「住宅」などに不安を感じている。

暴力のある家庭のうち、子どもにも加害者からの暴力がおよんでいる家庭は 5 割を超える。また、子ども自身が直接の暴力を受けていない場合でも、親の暴力の目撃などによる子どもへの心理的・精神的影響も深刻であることが明確になった。

*本文中、(資料)のように資料番号を付した記述は、資料編に参考資料を掲載している。

*¹「中間報告」は、東京都生活文化局のホームページ(男女平等参画)において公表している。

<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index8files/shingikai/shingikaitop.htm>

*²「配偶者暴力防止法」:配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

加害者は、日常のささいなことから、他人の目に触れない家庭の中で暴力をふるっている。「自分の責任ではない」、「しつけとしてやっている」等と述べて暴力を合理化する加害者が多い。他人からは、「温厚で暴力をふるうはずがないと思われる」人が3割近い。

地域においては、福祉事務所を中心に配偶者暴力に関する相談や被害者の支援が行われているが、被害の早期発見から自立に向けた継続的な支援の体制、子どもへの専門的な支援などが不十分であることや、支援関係機関間の連携も不十分であることが浮かび上がってきた。

そうしたことから、配偶者暴力対策の方向性として、

- ・被害者が安全と安心を確保し、生活を再建するための支援
- ・配偶者暴力がある家庭等の子どもへの支援
- ・加害者への対応
- ・早期発見・未然防止のための支援
- ・支援関係機関の連携・ネットワークの構築や都と区市町村の役割の明確化が必要であることを報告した。

中間報告を公表した後、約3週間の意見募集を行ったところ、109件の意見、感想等が寄せられた。(資料1)

<平成15年度の配偶者暴力の状況>

配偶者等からの暴力は、相談件数、一時保護件数ともに増加の一途をたどっている。相談者は30歳代、40歳代の女性が多い傾向は変わらず、一時保護所の利用者も母子、単身ともに増加している。

相談の状況

配偶者暴力相談支援センターに寄せられた配偶者暴力に関する相談は、前年より25%の増加となり、9,127件であった。そのうち、被害者本人からの相談は7,439件(81.5%)であり、そのほとんどが女性である。(資料3・4)

一時保護の状況

配偶者からの暴力を理由とする一時保護所の利用者は、平成12年度以降年間100件以上の増加を続けており、15年度は614件であった。(資料5)

保護命令発令の状況

配偶者暴力防止法施行から平成16年3月末までに東京地方裁判所管内で保護命令が発令された件数は174件である。内訳は、「接近禁止命令のみ」が94件、「退去命令と接近禁止命令」が併せて出されたのは80件である。(資料6)

配偶者間の犯罪の状況

配偶者(内縁関係を含む)による暴力事件(殺人、傷害、暴行)の検挙件数は平成12年から急増し、平成15年は全国で1,718件である。その91.6%(1,574件)が妻が被害者となった事件である。(資料7)

第2 「中間報告」以降の配偶者暴力対策に関する動き

「中間報告」からおよそ4か月の間に、配偶者暴力防止法、児童虐待防止法^{*3}などの改正、諸手続きの見直し等が行われ、改善が図られた。

A 配偶者暴力防止法の一部改正(平成16年12月2日施行)

今回の改正の主な内容は、「配偶者からの暴力」の定義を「心身に有害な影響を与える言動」まで拡大する、保護命令制度を拡充し、配偶者だけでなく元配偶者も保護命令の対象とする、被害者が同伴する子どもへの接近禁止命令も可能にする、退去命令の期間を現行の2週間から2か月に延長する、区市町村による配偶者暴力相談支援センター業務の実施、国に配偶者暴力対策の基本方針、都道府県には基本計画の作成が義務付けられる、被害者の自立支援の明確化、などである。(資料2)

I 児童虐待防止法の一部改正(平成16年10月1日施行)

今回の法改正により、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」も児童虐待に含まれることになった。これにより、いわゆる「暴力の目撃」が児童虐待の心理的虐待にあたることとなった。

ウ 住民基本台帳の閲覧及び住民票の交付に関する省令^{*4}の一部改正及び

戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部改正(平成16年7月1日施行)

住民基本台帳事務において、配偶者暴力防止法及びストーカー規制法^{*5}の被害者保護のための措置として、被害者からの申出により、加害者とされている者からの当該被害者に係る住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付などの請求については拒むとするものである。

I 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について

(平成16年3月31日付国土交通省住宅局長通知)

構造改革特別区域法の基本方針の一部が変更され全国において実施することになった規制改革事項として、公営住宅における配偶者からの暴力被害者への対応が明確化された。これにより事業主体の判断で、公営住宅への被害者の優先入居と概ね半年から1年の目的外使用が可能となった。また、事業主体と配偶者暴力相談支援センターとの連携の緊密化などについて努めるよう求められている。

*3「児童虐待防止法」:児童虐待の防止等に関する法律

*4「住民基本台帳の閲覧及び住民票の交付に関する省令」:住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令

*5「ストーカー規制法」:ストーカー行為等の規制等に関する法律